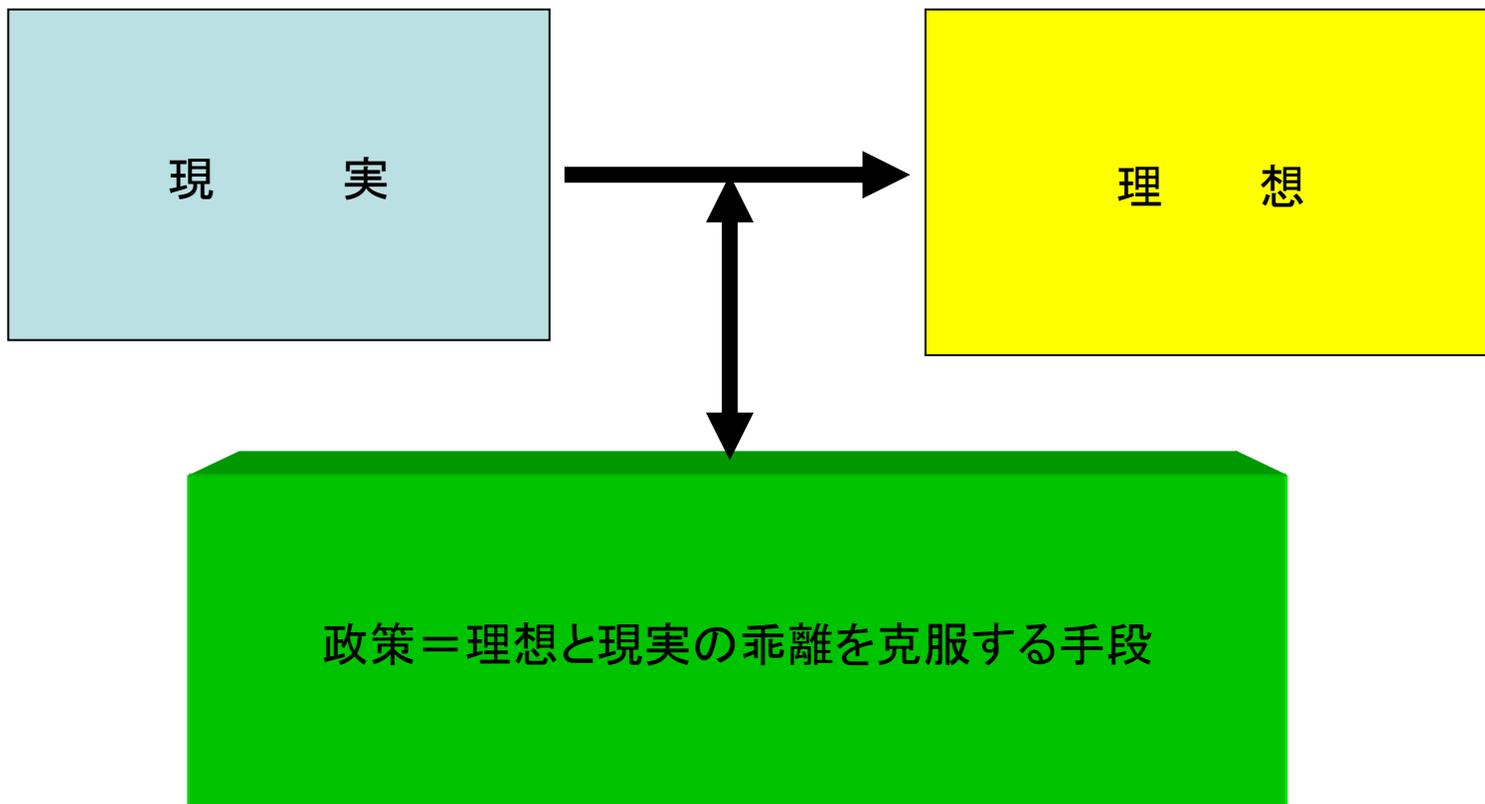


政策評価と市場化テスト

北海道大学公共政策大学院院長

教授 宮脇 淳

政策とは何か



評価とは何か

1. 理想に対する「現実の位置づけ」は適切か。
(今の位置づけを明確にする)
2. 乖離を克服する手段の認識は適切か。
(多様な視点からの手段の認識)
3. 手段の選択は適切か。
(比較可能性の担保による手段の選択)
4. 手段の執行は適切か。
(選択した手段の執行に関するモニタリング等)

政策評価と市場化テスト

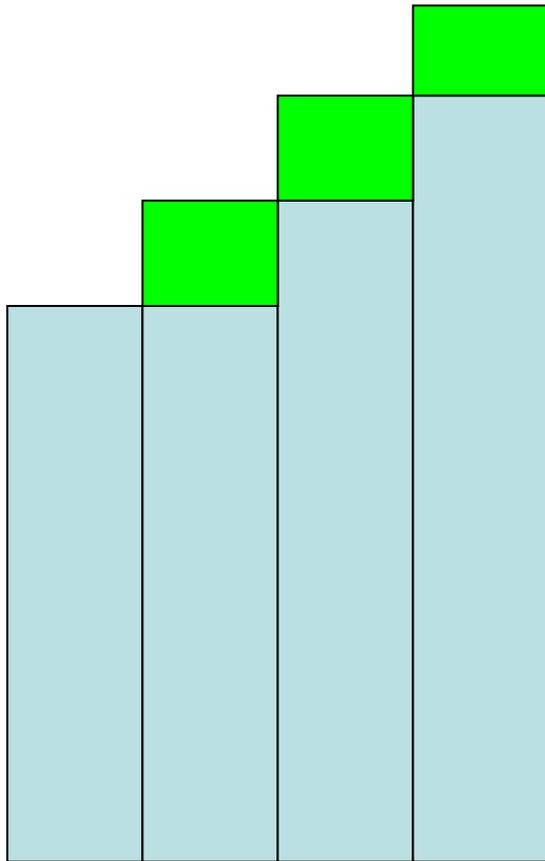
政策手段の適正性、多様化

公共サービスの担い手は誰

行政、公務員の役割

市場化
テスト

増分主義の経営

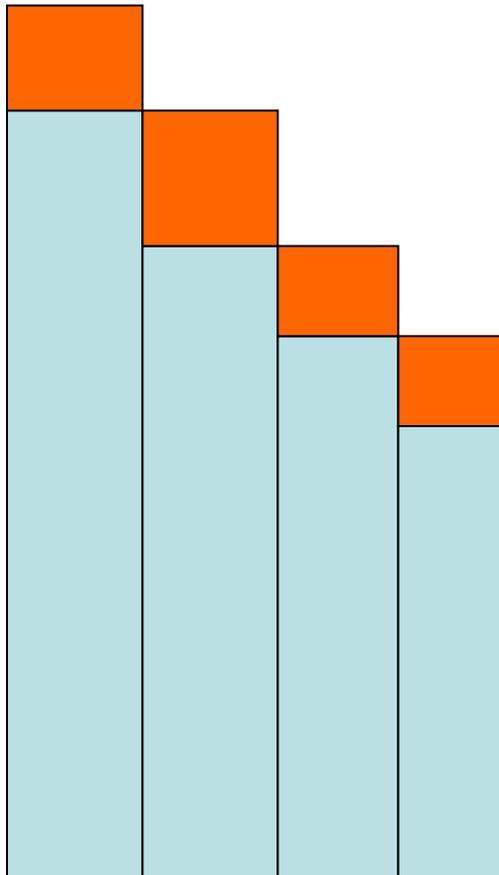


1. 増える分の配分
2. 過去の配分は無関係
3. ストックは無認識
4. 行動原理が増分
5. 意思決定が増分

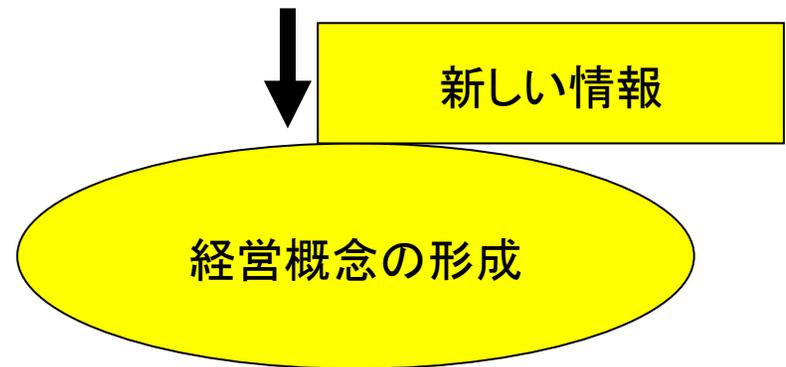


経営概念希薄

減分主義の経営

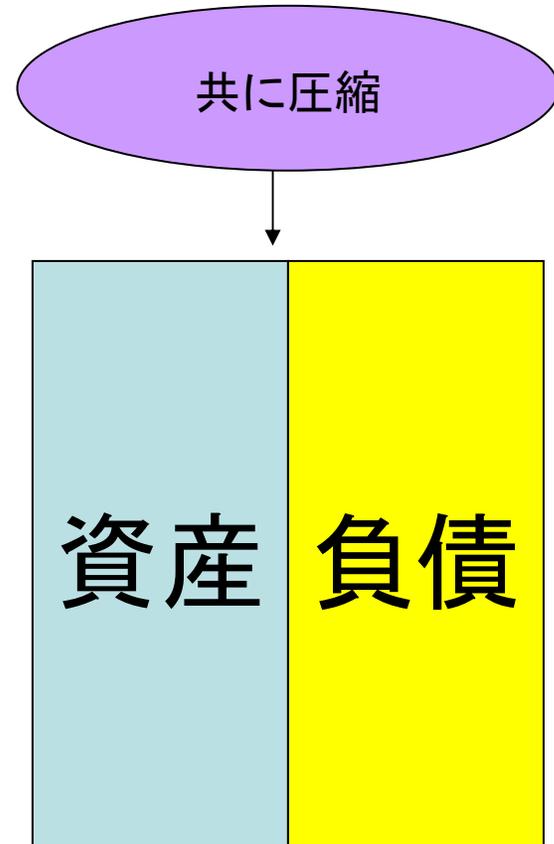
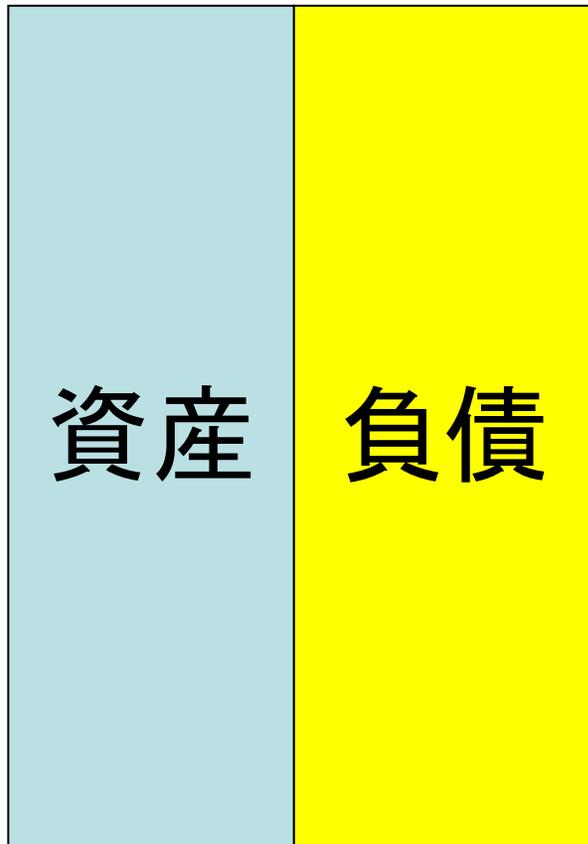


1. 減る分の配分決定
2. 過去の配分の見直し
3. ストック概念の形成
4. 行動原理の変革
5. 意思決定の変革



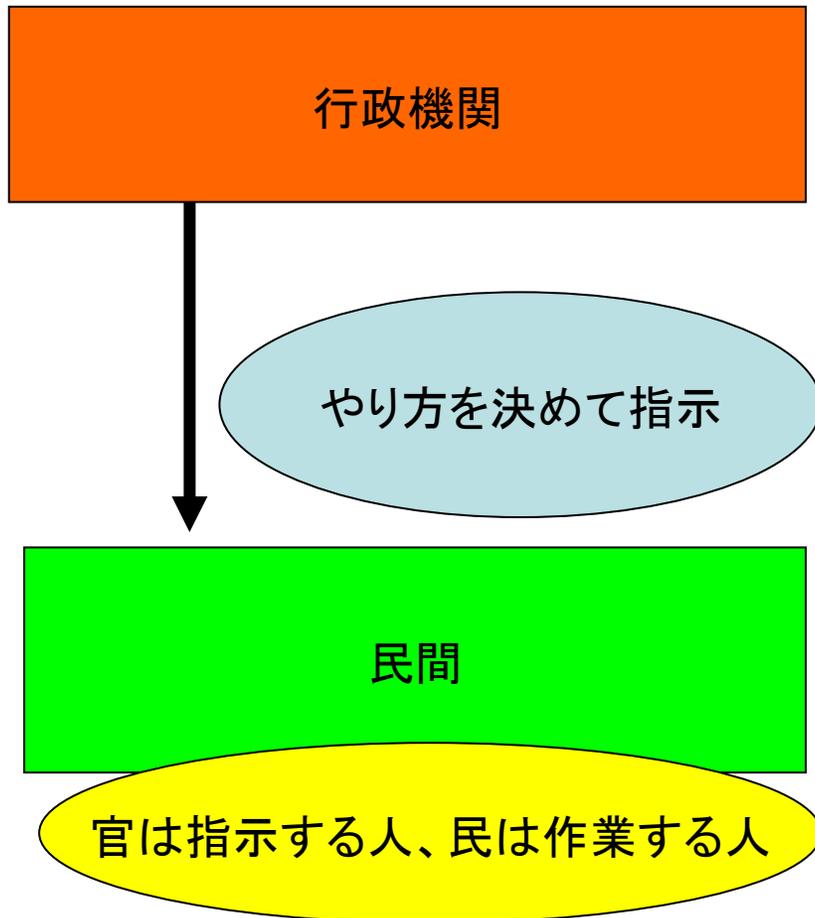
ストックの見直し

- 財政再建

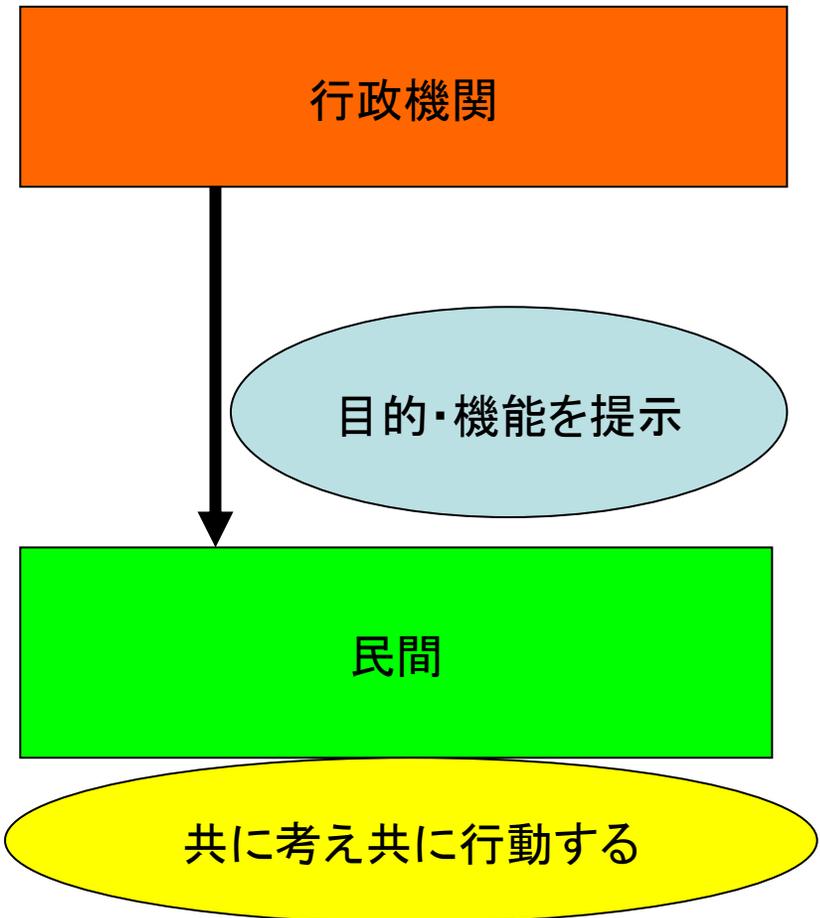


パートナーシップの意味

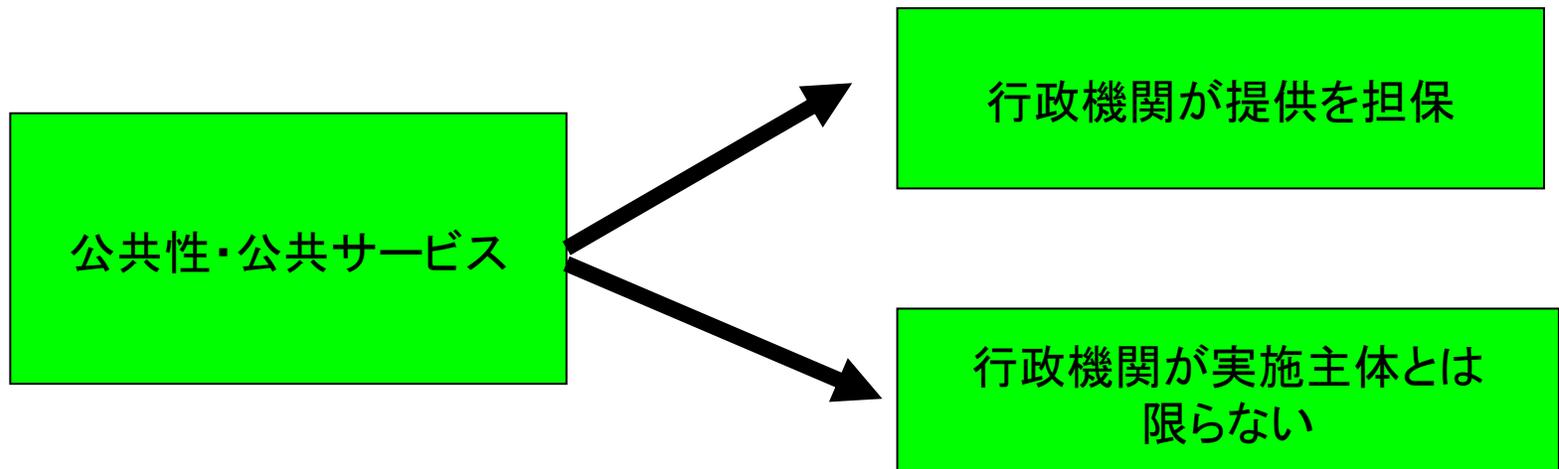
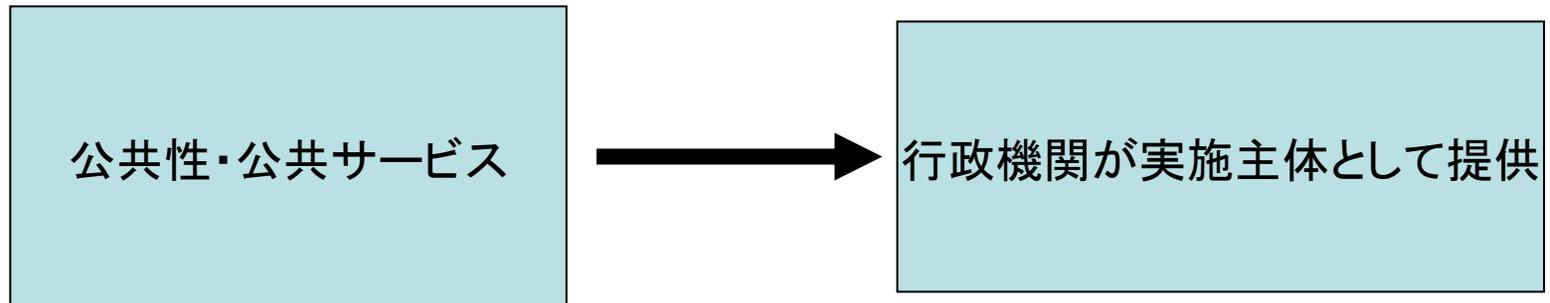
- 旧型パートナーシップ



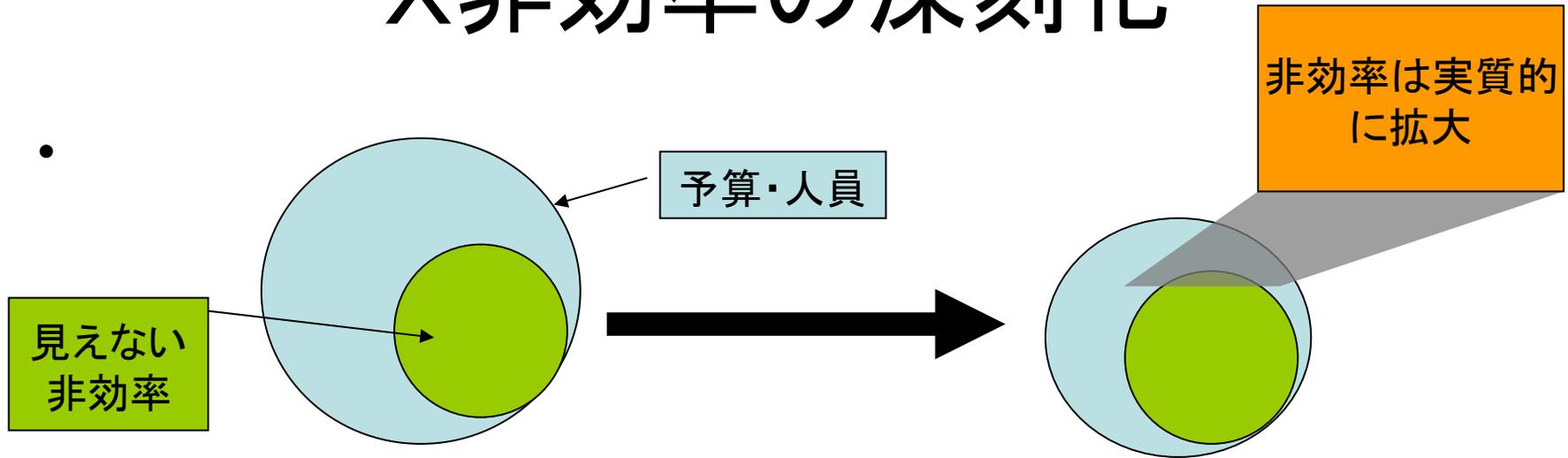
- 新パートナーシップ



直接の実施主体

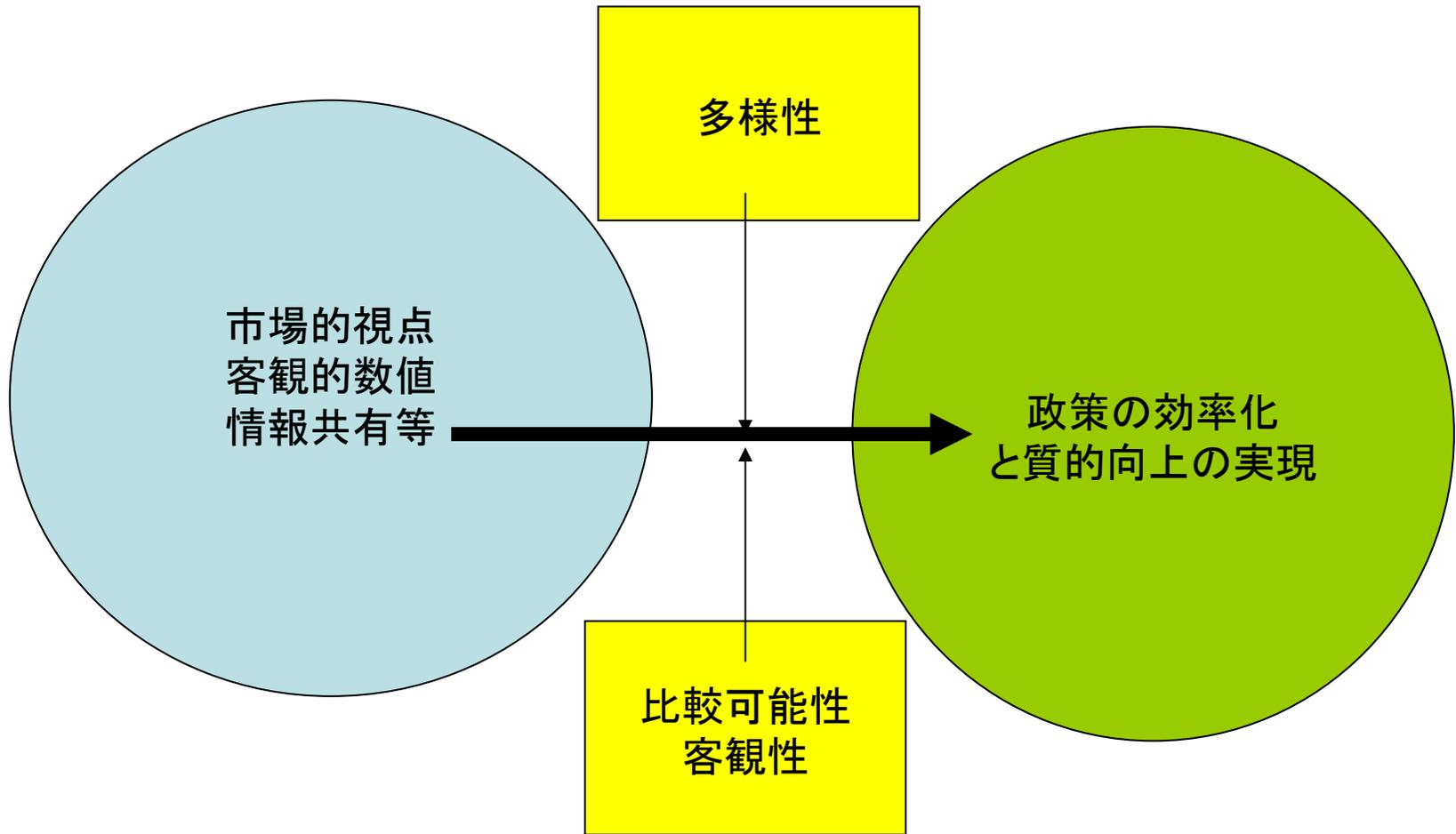


X非効率の深刻化



- 「X非効率」が深刻化する要因としては、以下の要因が上げられる。
- 第1は、当該組織の活動範囲が拡大し、事業の多元化が進んでいる。
- 第2は、当該組織が異なる分野のプロフェッショナルグループで構成。
- 第3に、組織あるいは構成員の地位が独占的であること、
- 第4に、組織あるいは行動の権限階層の数が多いこと、
- 第5に、組織構成員の作業成果に対する数量的把握が困難なこと、

市場と政策の関係



市場化テストの意義

- ①事業の効率性・創造性の向上により、多様で真に住民の求めるサービスの提供を実現
- ②官の人的資源等の適正配分により、行財政改革を真に享受、
- ③市場拡大により、経済の一層の活性化を実現、
することにある。

市場化テストは、「透明・中立・公平な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度」である。

市場化テストの課題

①制度面の整備

②民間の受け皿の形成

③公共サービスの継続性確保

市場化テストの有効性判断

第1に当該行政サービスが本当に必要かどうかの判断

第2に必要としても誰が担うのが適切かの判断、

第3に公共性を担保するための規制の必要性の判断、

第4に民間に委ねる場合のスキームの判断

第5に当該行政サービスのフルコスト把握

イコールフットイング確保の条件

- ①官民コストの事前調査が可能であること
- ②制度面の条件が整っていること
- ③民間に委ねる時の事業方式について系統
だって議論できること

事業方式の基本形

- 第1に民間において既に同様の事業が実施されている場合、又は市場の受給に委ねることが適切と考えられる場合は、**民営化または営業譲渡の方式**、
- 第2に最終的な供給責任等は公共性等の観点から行政が担保する必要がある場合等は**民間委託**、
- 第3は供給責任だけでなく経営判断も含めて行政が担うべき場合であり、民間のノウハウ等によって効率化が求められる場合には、**外部委託**の形態となる。

市場化テストの基本モデル

第1に行政と民間が同一手順で入札する方式

第2の行政のコスト・質をベースに民間企業が入札する方式

第3に最も優秀な事業者を選定し、行政と比較により入札する方法

第4に民間企業だけで入札する方式

基本モデルの課題

第1 行政と民間が同一手順で入札する方式

行政組織内での評価部門と実施部門とのファイアーウォール構築の必要となる。

第2 行政のコスト・質をベースに民間企業が応札する方式

市場化テストにおいて行政側が不利となる構造であり、具体的な実施形態としては行政の提示を公表しない方法で入札する方法なども検討する必要がある。

第3 最も優秀な事業者を選定し行政と比較により入札する方法

民間側の負担が相対的に大きくなることに加え、結果的に価格の差で決まる傾向を強める可能性がある。

第4 民間企業だけによる入札

事前調査の徹底が必要であり、事前調査により民間に任せるのが明白な場合に適用できる方式である。

評価基準の基本思想

第1に第三者機関によるフルコストの考え方の整理と実施段階におけるモニタリングを実施すること。

第2に評価基準を公表すること。

第3にベスト・バリュウーの考え方を基本とする総合的評価方式とすること。

評価基準に関する留意点

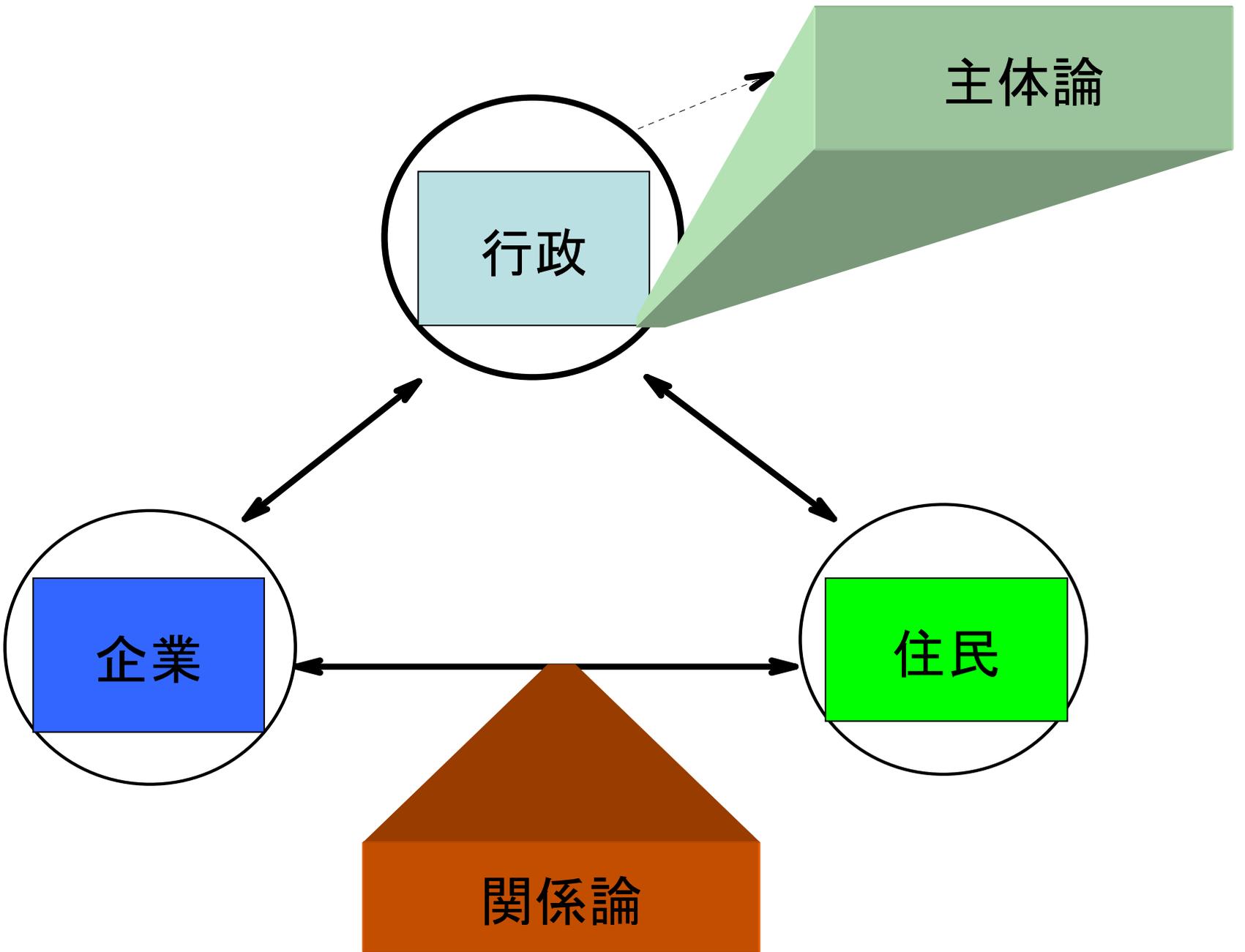
- ①「アウトプットからアウトカムへ」視点を転換すること。
- ②料金徴収を導入する際には市場価格と常に比較すること。
- ③必要な規制について行政は説明責任・情報公開責任を果たすこと。
- ④従来の組織や団体に対する補助金方式から利用者、受益者補助方式へと転換すること。
- ⑤雇用コストを適正に評価すること。
- ⑥民間企業に委ねた際の公務員の処遇について明確にすること。
- ⑦企業会計原則を導入し発生ベースによるコスト把握をすること。
- ⑧間接コストの積算を重視すること。
- ⑨簡素・弾力性ある契約、官民間で公平なモニタリングを実施すること。
- ⑩発注者としての民間へのモニタリングと第三者機関による発注者および受注者である行政へのモニタリングを確立すること。
- ⑪事後評価の再入札へフィードバックすること。

手続きに関する留意点(1)

- ①競争の対象を特定化するプロセス
- ②特定化された対象にかかわる官民競争入札を実施するプロセス
- ③明確な政策的意図とかかる政策を実践するための戦略
- ④③を支える政治的リーダーシップ
- ⑤市場化テストを実行するための行政府の体制、中立的な評価・監視主体を創出すること
- ⑥制度的制約要因や規制等の障害がある場合、明示的な規制緩和の対象として提示され、実現し、実践すること

手続きに関する留意点(2)

- ①基本的な方針を政策として固める。官から民へ
- ②①の方針にのっとり行政府が担うべき業務かを検証
- ③②の場合、中立的第三者の評価が必要
- ④特定化された事業の情報を行政府が積極的に開示する必要
- ⑤①～④の手順において民間事業者の提案を募り、民間主体の興味と意思を把握
- ⑥対象業務に何らかの規制や制約要因が存在する場合、排除するのが競争の前提
- ⑦①～⑥に関し、一定の数値目標を導入し行政自体の大きさを最適化する方法もあり
- ⑧対象の特定化に関して、民間参入に適した性格の事業の必要性、規模、裁量性、創意工夫、付加価値の想定



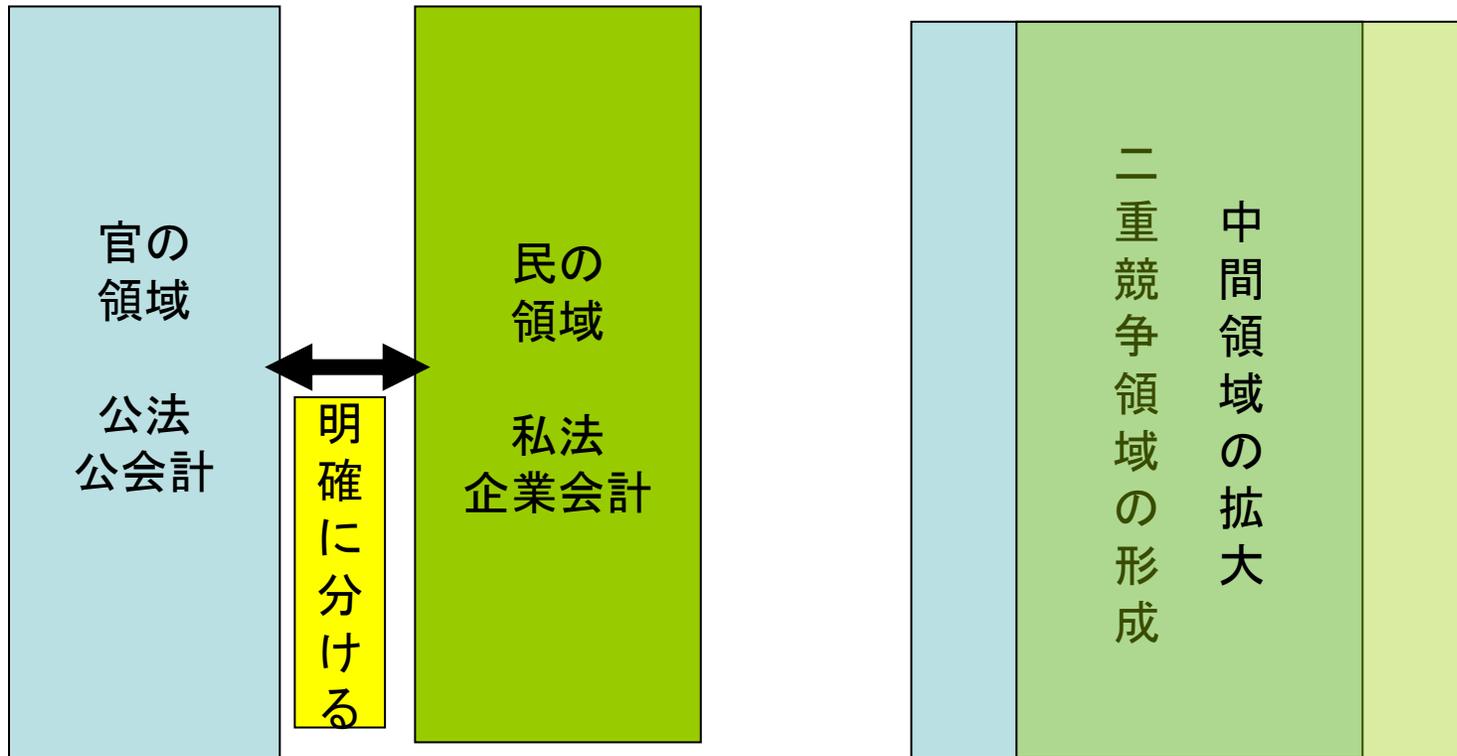
厚生経済アプローチ

主体像	家計・企業は、自己利益、効用最大化を求める合理的存在。 政府は、無私の行動主体として社会全体の純便益拡大を追求。
基本モデル	私的市場が満足に機能するならばなされるであろう意思決定を公共部門に複製し、社会全体の純便益追求との矛盾を整理。
	↓ 論理必然的に政府の役割は「市場の失敗」の補完
「市場の失敗」の改善手法	①社会厚生関数の形成 ②パレート最適の追求 ③カルドア＝ヒックス基準 ④費用便益分析、費用有効度分析の実施 ➡ 米国「河川港湾法」(1902)
アプローチの限界	①分配論への限界 ②無形便益への限界 ③政策代替案の限界 ④将来視野（割引率）の限界 ⑤政策選択の一元的限界
アプローチの視野	①訴求対象が政府領域 ②分配の現状維持 ③単一尺度への還元性

公共選択アプローチ

<p>主体像</p>	<p>各経済主体は、利己的、合理的に効用最大化を求める。 社会全体の純便益を追求する無私の政府は想定しない。</p>
<p>基本モデル</p>	<p>非市場的意思決定を市場的機構で修正するモデル。各経済主体の合理的最大化行動の集合体をもたらす結果を演繹的に形成する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>市場は「政府の失敗」を修正する役割を持つ</p>
<p>「政策の失敗」の改善手法</p>	<p>①政策プロセスの市場類似化 ②目的思考的制度改革 ・意思決定の制度的変革 ・増分的漸進的変革（満足化原則） ③個の効用関数の集積</p>
<p>アプローチの限界</p>	<p>①分配論への限界 ②集計手段の限界 ③選考前提の限界</p>
<p>アプローチの視野</p>	<p>①官僚領域への訴求力が弱い ②市場重視型（不完全市場の優位性）、小さな政府論 ③消費者主義・顧客主義</p>

二元論から一元論



一元論への条件整備

- ①普通の言葉で話す
- ②情報を共有する
- ③モニタリング能力を形成する
- ④事業の真の目的は何か。